

社会福祉法人禎心会 女性活躍推進法に基づく行動計画

女性職員にとっても仕事と家庭を両立して活躍できる職場環境等を確立するため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

2. 当法人の課題 (1) 女性職員の比率に対して女性管理職比率が低い。

(2) 専門職で残業時間が月平均30時間以上の職員がいる。

3. 目標1 管理職に占める女性の割合を40%以上にする。

目標2 業務内容の見直し及び一部の職員への業務分担が偏っていないかを検証して残業時間を月平均20時間以下になるようにする。

4. 取組内容と実施時期

令和7年4月～ 主任及び係長を対象とした外部研修に参加することで管理職の育成をする。

令和7年4月～ 毎年度、月平均20時間以上の残業している職員に対して所属長が聞き取り調査を実施して業務量の軽減をする。

社会福祉法人禎心会 行動計画

職員にとってよりよい職場環境等を確立するため、行動計画を次の通り策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日

2. 目標

(1) 産休・育児・介護休業制度の周知徹底

対策案 各センターで説明会及びPRを実施し全員への周知を図る

(2) 年次有給休暇取得増加を図る。

対策案 毎年度取得状況を把握し、増加の推進を行う

(取得計画の聞き込み、取得の声掛け等)

取得しやすい職場環境の構築

(3) 所定外労働の短縮

対策案 ノー残業デー又はウィーク実施による意識向上と課題の明確化

長時間所定外労働について職員へ業務内容の聞き取り調査を実施

の上、業務内容の改善を図る